

中学校給食費の改定について

1 目的

令和 5 年 2 学期の新学校給食共同調理場の供用開始に伴い、中学校給食が現在の弁当併用外注方式から共同調理場方式へと移行し、生徒全員が給食を喫食することとなる。給食方式の変更に伴い提供食数や食材調達量等が変化するため、中学校給食費を改定する必要がある。

2 令和 3 年度の中学校給食費について

1 食（ミルク代含む）：357 円（ランチ給食 300 円＋牛乳代 57 円（@52.82 円×消費税 1.08））

（参考）小学校給食費 1 食単価

学年	1・2 年生	3・4 年生	5・6 年生
単独調理校	248 円	263 円	277 円
共同調理場校	243 円	257 円	272 円

3 中学校給食費の改定について

（1）基本的な考え方

- ・安全・安心で文科省「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた給食が提供できる給食費（＝食材料費）であること
- ・現在の小学校給食費（共同調理場方式）と比較して極端な乖離がないこと
- ・多摩 26 市の給食費における位置づけが小学校給食費の位置づけと同水準であること

（2）具体的な計算式【別紙 1】

A . 中学校における食品構成表の実績値（R 2）×食品分類別食材単価（中央値）＝433.08 円

① 小学校における食品構成表の実績値（R 2）×食品分類別食材単価（中央値）＝339.36 円

② 現在の小学校給食費（中学年）＝257 円

③ ②÷①＝75.7%：市の献立作成及び食材調達の工夫等に伴う食材料費の減額分

B . **A** × ③＝328 円：新しい中学校給食費の基準となる金額（正数）

（3）多摩 26 市の給食費における位置づけ 【別紙 2】

- ・現在の中学校給食費（弁当） 357 円：第 1 位 ※R 2 高額順（以下同）
 - ・新しい中学校給食費（調理場） 328 円：第 7 位相当（26 市平均 306 円）
- （参考）小学校給食費（調理場・中学年） 257 円：第 7 位（26 市平均 249 円）

（4）小学校給食費について 【別紙 3】

令和 5 年 2 学期からすべての小学校単独調理校（8 校）が共同調理場方式へ移行するため、単独調理方式の給食費は共同調理場方式の給食費に統一する。また、共同調理場方式の小学校給食費は、食材価格の変動等を踏まえて事務局にて検討した結果、現在の金額で充足できると想定。